

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	有罪に係る人員及び金額				
										人 員	金 額			
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	13	-	申告所得税
	内	7	13	20	13	-	-	7	13	15		411,000		
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	11	-	法人税
	内	16	32	48	26	-	-	22	30	8		620,200		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	その他
	内	-	6	6	3	-	-	3	2	2		36,000		
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	24	-	合 計
	内	23	51	74	42	-	-	32	45	25		1,067,200		

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## (2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		24		2
合計	外	合計	外	合計	外
	13		26		3

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分			
		免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計					
		酒 類 製 造 者	酒 類 販 売 業 者																
要 件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要 件 処 理 数	
	検 挙	外	1	1	1	3	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	1	1	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		告 収 税 官 吏
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		発 そ の 他
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 問 処 分
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 知 処 分
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 告 発
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		処 分 前 公 訴 権 消 滅
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	本 年 度 末 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	犯 則 に 係 る 額	
	外	2,815	-	-	2,815	-	2,815	6,087	-	6,087	651	-	-	-	-	-	-		
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	1,400	20	20	1,440	-	1,440	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		
	外	280	100	100	480	-	480	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分	
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分							
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取 税 官 吏	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告	
	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	発	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	本 年 度 末 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,553		
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,440	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	480		

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分			酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
			免 許 者 酒類等 製造者	酒 類 販 売 業 者	非 免 許 者	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯				計
要 履 行 件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	要 履 行 件 数	
		外	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		通 告 処 分
		外	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		3
履 行 等 件 数	通 告 不 履 行 発 生 に よ る	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	履 行 等 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 告 不 履 行 発 生 に よ る
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 告 不 履 行 発 生 に よ る
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 告 不 履 行 発 生 に よ る
履 行 等 件 数	通 告 履 行	外	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	履 行 等 件 数	
		外	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
		外	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
		外	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
本 履 行 未 済 件 数	本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 告 履 行 罰 科 金 額 相	通 告 履 行 罰 科 金 額 相	外	千 円 1,400	千 円 20	千 円 20	千 円 1,440	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 -	千 円 1,440	通 告 履 行 罰 科 金 額 相	
		外	280	100	100	480	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	480		

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	外 <sup>1</sup> <sub>1</sub>	25,119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 <sup>1</sup> <sub>1</sub>	25,119	-	2,815	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 <sup>1</sup> <sub>1</sub>	167,881	-	外 <sup>1</sup> <sub>1</sub>	46,912	-	外 <sup>2</sup> <sub>2</sub>	214,793	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	外 <sup>1</sup> <sub>1</sub>	25,119	-	-	-	-	-	-	-	外 <sup>1</sup> <sub>1</sub>	167,881	-	外 <sup>1</sup> <sub>1</sub>	46,912	-	外 <sup>3</sup> <sub>3</sub>	239,912	-	2,815	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	外1 1	第15条第1項第1号	外1 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
第27条第1項第2号	-	第15条第2号	-	第28条第2号	-	第24条第2号	-	第28条第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
合計	外1 1	合計	外1 1	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第2号	-	第20条第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。